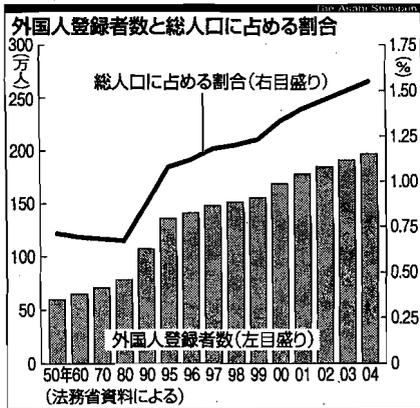


治安優先か労働力活用か 外国人受け入れ 揺れる政府方針



**外国人政策にかかわる
主な政府組織**

- 経済財政諮問会議(関係閣僚が参加)＝競争力強化の点から受け入れ策を検討
- 外国人労働者問題プロジェクトチーム(関係副大臣)＝受け入れ外国人の範囲を検討
- 外国人労働者問題関係省庁連絡会議(関係省庁の局長級)＝治安対策の観点から、外国人受け入れ態勢を協議
- 外国人の在留管理ワーキングチーム(関係省庁の課長級)＝外国人登録制度の見直し

「外国からの定住者が大増えている。非行の率や、学校に行かない率が非常に高まっており、しっかりと指導することは、受け入れた我々の責任だ。省庁横断で考えたい」。安倍官房長官は4月7日の経済財政諮問会議で、そう語った。

外国人登録者数は05年に初めて200万人を突破した。在日ブラジル人も同年末に30万人を超えた。90年の入管法改正で日系2、3世と家族が職

管理強化「融和策」は手付かず

政府が外国人登録の管理強化に乗り出したのは、外国人犯罪の増加を踏まえた治安対策の色合いが強い。一方、定住外国人に教育など十分な行政サービスを提供し、摩擦の芽を摘む「融和策」では遅れが目立つ。今後、外国人をどう受け入れていくのか。政府の軸足は定まらずに揺れている。

(藤田直央、堀内隆) 11面参照

種を問わず入国できるよりになり、93年には技能実習名目での就労が認められた。単純労働現場で働く外国人は増加の一途をたどっている。

外国人が多く住む自治体では、言葉の問題などで公教育に参加できない子どもの存在が大きな問題になっている。外国人が人口の約4%を占める三重県鈴鹿市では、就学年齢の外国人の56%が学校に通っていない。

安倍氏も「定住外国人

の地域への融和に取り組み考えを示す。だが、「これまで対策は自治体まかせ」(内閣府幹部)で、政府としての具体策の検討は手付かずだ。

一方、日本を訪れる外国人から指紋を取る改正出入管法が今国会で成立。さらに外国人労働者の所在を正確につかむため、登録を法務省で一元管理する案が急浮上した。犯罪対策関係会議を中心に、管理強化策の検討が始まっている。

だが、外国人政策を扱う府組織は「競争力強

外国人をどう受け入れるかについても足並みがそろっていない。

外務省や経済産業省は、外国人労働者の受け入れ拡大を要求。アジア諸国とのEPA(経済連携協定)交渉で日本の労働市場の開放が主要テーマになっているほか、低賃金の外国人労働者を活用することで競争力を強化する狙いもある。

これに対し、法務省や

就農支援 応募6人だけ

農林水産省が4月に始めた「ニート、フリーター向けの就農支援」が不人気だ。半年合宿研修などの内容で年間120人の参加者を見込んだが、応募は6人だけ。同省は急ぎ「お試し合宿」を企画して全国のパロッドにパンフレットを送り、説明会で懸命のPRをしている。

ニート向け合宿 農水省 想定は年120人

合宿研修は、チャレンジファームスクールと名付け、ニートやフリーターの就職を支援することも、農業に就く若者を増やすのが目的だ。茨城県と長野県の専修学校が力所で、3、6カ月の合宿研修を設け、今年1月から募集を始める。経費は、半年コースで約57万円。同省の担当者が、引きこもり支援のNPOなどに意見を聞く「期間が長い」「参加費が高い」といった声が寄せられた。お試し合宿は1、2日、1泊2食で約10万円。同省の担当者は「おもしろい」という声も聞かれた。

厚生労働省は、治安や地域との「摩擦」など、受け入れの「社会的コスト」を重視。両者の溝は埋まらないままだ。

典型例が介護人材を巡る議論だ。世界中に介護人材を送り出す出稼ぎ大規模な国フィリピンが、介護需要の伸びが見込まれる日本にも受け入れを求めている。諮問会議は5月18日、介護人材を単純労働者ではなく「専門的人材」と認め、受け入れの検討を決めた。

だが、中野厚労副大臣が同月末の外国人労働者問題プロジェクトチームで「なし崩し的な受け入れ拡大につながりかねない」とする案を提出、拒否の姿勢を明確にした。同チームは7月に諮問会議が作る「骨太の方針」に意見を反映させたいと考えて、今後も作業は難航しそうだ。

外国人労働者(17万) 滞在情報 一元登録へ

法務省 頻繁な転居把握狙い

外国人労働者が増加するなか、政府は主に80年代以降に来日した人たちの居住先や滞在期間を正確に把握できるように登録制度を強化する。現在は自治体が管理している登録情報を、法務省入国管理

にも外国人登録法と出入国管理法の改正案を国会に提出する方針だ。4面に関係記事

外国人登録制度は、日本の旧植民地出身者やその子孫などの「特別永住者」を念頭に置いている。

特別永住者は地域社会での定着度が高いが、出稼ぎで来日している外国人の場合には転居が多く、自治体と警察がその居住地

する対象を「特別永住者」に絞る。一方で、出稼ぎなどを目的に来日した外国人の登録は、入国管理局で一元的管理し、在留期間中の居住地や勤務先変更に伴う届け出を入管法上の義務とする。

外国人登録窓口は引き続き自治体となるため、入管と自治体の間で登録情報をオンライン化。共有する登録情報は、日本語教育や社会保険への加入促進、行政サービスの提供に生かされることになる。増加する外国人犯罪の捜査への利用も想定されている。

「特別永住者」に絞る。一方で、出稼ぎなどを目的に来日した外国人の登録は、入国管理局で一元的管理し、在留期間中の居住地や勤務先変更に伴う届け出を入管法上の義務とする。

外国人登録窓口は引き続き自治体となるため、入管と自治体の間で登録情報をオンライン化。共有する登録情報は、日本語教育や社会保険への加入促進、行政サービスの提供に生かされることになる。増加する外国人犯罪の捜査への利用も想定されている。